

敦賀市電子契約運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市電子署名規程（令和2年敦賀市訓令第5号）及び敦賀市水道事業及び下水道事業電子署名規程（令和2年敦賀市水管規程第4号）に基づき、電子契約の適正な運用を行う上で、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約等（変更契約、仮契約及び請書を用いて締結するものを含む。以下同じ。）に係る相手方の指示を受けて、サービス提供事業者の署名鍵による電子署名を行う立会人型電子署名サービスをいう。
- (3) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に定める措置を講じた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により締結する契約等をいう。
- (4) アクセスコード 契約等に係る相手方が電子契約サービス上で電子契約の内容を確認するために必要となる暗証番号をいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための個人識別情報をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) 利用者 電子契約サービスを利用した電子契約事務を行う敦賀市職員をいう。
- (8) 承認者 敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第2条第5号の課長（出先機関においては、主管課長が指定する者）をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、次の各号に掲げるものを除き市が締結する契約等に利用できるものとする。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約等
- (2) 契約期間に文書の保存年限を加えた期間が10年を超える契約等

- (3) 自動更新条項付契約等
- (4) その他電子契約によることが適当でない認められる契約等
(電子契約サービスの運用管理者)

第4条 電子契約サービスの適正な運用を確保するとともに、電子契約サービスで取り扱われる情報資産の機密性及び正確性を維持するため、運用管理者を置き、総務部契約管理課長をもってこれに充てる。

- 2 運用管理者は、次の各号に掲げる事項について管理を行う。
 - (1) 電子契約サービスの利用権限の管理及び設定に関する事項
 - (2) 電子契約サービスの利用手続に関する事項
 - (3) 電子契約サービス内の電子契約の管理に関する事項
 - (4) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に管理運用するために必要な事項
(電子契約サービスの利用者)

第5条 電子契約サービスの利用に必要なアカウントは、運用管理者が設定し、各所属及び承認者に付与するものとする。

- 2 利用者は、各所属に付与されたアカウント及びパスワードを適正に管理しなければならない。
- 3 利用者は、電子契約サービスを利用する際には、契約等の相手方が定めたアクセスコードを設定するものとする。
- 4 利用者は、運用管理者から指示があった場合、直ちに従うものとする。
- 5 利用者は、その他法令等に定める情報セキュリティの確保に関する規定を遵守するものとする。
(契約等に係る相手方への確認)

第6条 利用者は、契約等に係る相手方に電子契約締結の意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書(別記様式)を提出させる方法で行うものとする。
(電子契約サービスの承認者)

第7条 承認者は、利用者が電子契約サービス上に設定した電子契約の内容が当該電子契約の決裁を受けた内容と相違ないことを確認し、承認するものとする。

- 2 承認者は、自身のアカウント及びパスワードを適正に管理しなければならない。
- 3 承認者に事故等があるとき、又は欠けたときは、承認者があらかじめ指定する者がその職務を代行するものとする。

(電子署名)

第8条 電子署名は敦賀市長又は敦賀市長職務代理者名義で行うものとする。

2 契約等に係る相手方の電子署名が完了した後、総務部総務課長はサービス事業者に電子署名を指示するものとする。ただし、上下水道事業に係る契約等の場合は、水道部経営企画課長が指示するものとする。

(契約等の確定)

第9条 契約等は電子署名により確定するものとする。ただし、電子署名日が契約等に記載の日以降となる場合は、電子署名の日までの間に、当該契約等の趣旨に基づき行った行為は当該契約等によるものとして追認する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子契約サービスの運用に関し必要な事項は運用管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。